



ねり丸区消費者だより

ぷりずむ

第264号

練馬区公式アニメキャラクター ねり丸 ©練馬区

消費トラブル処方せん

こんな悪質商法に注意しましょう ……P2~3

くらしサポート情報

電気火災 ~使い方で防げる製品事故~・P4~5

お知らせ

「練馬区消費生活センター運営連絡会」会員募集
消費生活センターのご案内
消費者庁からのお知らせ …… P6

あなたは 大丈夫?

こんな手口でだまされる

「当選した」「景品が当たった」「あなただけが選ばれた」などと、出した覚えのない懸賞や外国の宝くじの当選通知が送られてくる。「手続きに必要」と、手数料を振込ませたり、商品などが売り付けられる。



「当選商法」といいます。

対処法 ▶ 信用せずに無視しましょう。
返信したり、申込書を送ったりすると、個人情報を知らせる結果になります。

編集・発行 ● 練馬区経済課 (消費生活センター)

練馬区石神井町2-14-1 電話: 03-5910-3089

編集協力 ● 練馬区消費生活センター運営連絡会

練馬区ホームページ: [練馬区消費生活センター](#)

消費生活相談専用電話 03-5910-4860 (月~金 午前9時~午後4時30分) ※土・日曜・祝休日・年末年始を除きます。

区長あいさつ

練馬区消費生活センターでは、契約に関するトラブルや商品・サービスの苦情などに専門の相談員が応じています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、ご家庭で過ごされる方が増え、ネット通販でのトラブル、区や保健所を語ったなりすまし詐欺の相談が多数寄せられています。今後は、ワクチン接種に便乗したトラブルや悪質商法への注意も必要です。センターでは、電話での相談、消費者だより「ぷりずむ」の発行、消費者講座の開催等により周知・啓発に努めていきます。

引き続き、区民の皆様が安全で安心して暮らせる地域社会を目指して、取り組んでまいります。



あきお
練馬区長 前川 耀男

消費トラブル処方せん

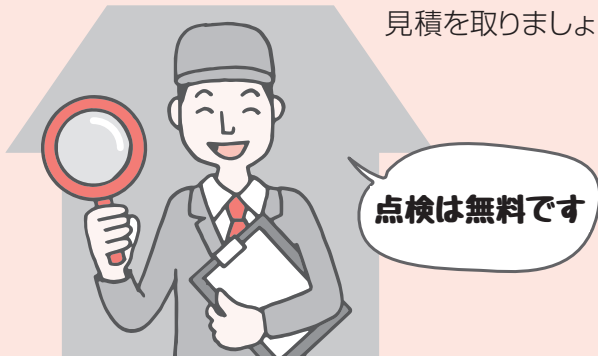
こんな悪質商法に注意しましょう

コロナ禍により自宅にいる機会が増えたためか、在宅時に消費者トラブルに遭っているケースが多くなっています。自分だけは大丈夫などと過信せず、少しでも怪しいと思ったら、消費生活センターに相談しましょう。

住宅の点検商法

「点検は無料です」などと安心させ、「このままでは大変なことになる」などと不安をあおり、高額な商品やサービスを契約させる手口です。

「無料で点検」という事業者には対応しないようにしましょう。事業者から契約をせかされてもその場で契約せず、複数の業者から見積を取りましょう。



押し買い

不用品はなんでも買い取るといって自宅を訪問した買取業者が、貴金属や宝石類がないかと執拗に迫り、安値で買い取っていく手口です。

とにかく家の中に入れないことです。売ってしまったものはクーリング・オフの対象になりますが、事業者名や連絡先（住所・電話番号）が必要です。連絡先がわかるものをもらうか、必ず記録しましょう。連絡先がわからないと泣き寝入りです。



サイドビジネス商法



「簡単な内職で高収入が得られる」などと、インターネットの広告等で勧誘し、「仕事をするために必要な情報が入っているデータだ」と高額な情報商材（データが入ったUSBや情報のダウンロードなど）の購入を迫ったり、登録料を要求したりする手口です。

「簡単に儲かる」など、うのみにしないでください。教本等の購入のため借金をせまる業者もいます。安易に借金はせず、すぐに断りましょう。

催眠(SF)商法

日用品など無料で配布すると宣伝し、参加者を集めて密閉した会場で熱狂的な雰囲気を演出して一種の催眠状態を作り出し、高額な商品を購入させるという手口です。

無料や安価な日用品につられて安易に会場に近づかないことが第一です。会場の雰囲気にのまれてしまい、勧誘を断りにくくなってしまいます。



かたり商法

公的機関から来たような、まぎらわしい言い方と服装で、消火器、ガス警報器、表札などを売りつけるものです。「家庭へ置くことやつけることが規則で義務づけられている」と偽って売るケースが多いようです。

公的機関の人が訪問販売することはありえません。



あわてないで！ トイレ修理で思わぬ高額請求

夜中にトイレが詰まりあわててしまい、「作業代金3000円から」と書かれたポスティングチラシの業者に来てもらったが、簡単な修理では直らないと言われ、仕方なく依頼したところ、作業終了後に20万円請求された。あまりにも高額すぎるのでは。



インターネットやチラシの広告における表示価格などをうのみにしないことです。契約をする場合はサービス内容や料金について十分に検討することが重要です。サービス内容や料金は業者によって異なりますので、必ず複数社から見積もりを取り、業者の選定を慎重に行いましょう。サービス内容や料金に納得できない場合には、業者に「今修理しなければならない」などと契約を急がされても、一旦冷静になり、きっぱり契約を断りましょう。

困ったときは 練馬区消費生活センターへ

練馬区消費生活センターでは、消費生活の安定と向上を図るため、消費生活相談をはじめ、消費生活講座の開催や情報提供などの啓発を行っています。

困ったときはまず電話

☎03-5910-4860

☎～☎ 午前9時～午後4時30分
(祝日・年末年始を除く)



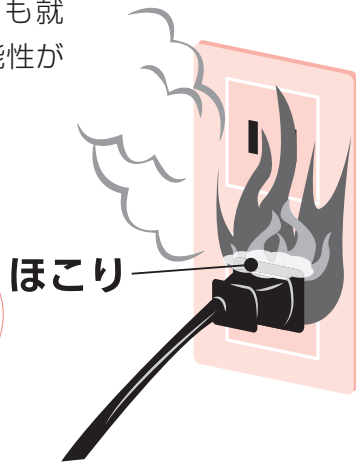
電気火災 ～使い方で防げる製品事故～

私たちの日常生活に欠かせない電気機器ですが、使用方法を誤ったり、使用環境によっては思いがけない火災を引き起こすこともあります。電気機器を正しく使用し製品事故を防ぎましょう。

■プラグにホコリをためない

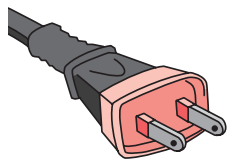
コンセントに差しっぱなしのプラグにホコリがたまり、そこに湿気などの水分が付着すると電気の通り道となり、火災が発生します（トラッキング現象）。

このトラッキング現象は電気製品を使用していなくても、電源がOFFになっていても、コンセントにプラグが刺さっているだけで発生します。こわいのは留守でも就寝中でも起きる可能性があることです。



TVの裏やPCにいろいろ繋いでホコリまみれになっていませんか？

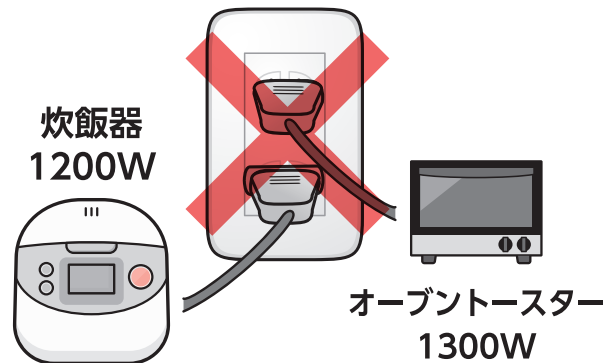
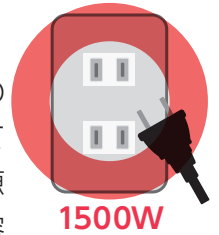
- 家具に隠れたり、差しっぱなしのプラグも時々ほこりの掃除をするようにしましょう
- トラッキング防止用のプラグカバーなどを取り付けるとホコリの侵入を防止できます
- 使用しないときはコンセントからプラグをはずすようにしましょう
- 古くなった電源タップは取り替えましょう
コードが劣化し出火の原因となることもあります。3～5年ほどを目安に交換したほうが安全です



■コンセント・電源タップ1つで1500W以下

コンセントは使用できる電気の量が1500W以下に定められています。三つ又コンセントや電源タップでタコ足配線にすると許容量を超え、過熱して発火する危険があります。

例えばオーブントースター（1300W）と炊飯器（1200W）を一つのタップにつないで使用すると、それだけでももう許容量オーバーです。



- 個々の電気機器の消費電力がどのくらいなのか確認しておきましょう

■電気コードを束ねたり、下敷きにしない

電気コードが家具などの下敷きになっていたり、強く固定してしまうとショートする原因となります。ショートすると大電流が流れて火花が発生し、コードが燃え出し火災がおきます

- 電気コードをカーペットや家具の下敷きにしないようにしましょう
- コードを束ねたり、ねじれたままの状態で使用しないようにしましょう

★電子レンジ

—過熱しすぎに要注意—

食品を必要以上に長時間過熱させると、水分が蒸発・炭化して火災の原因になります。また電子レンジにアルミホイルや金属性のものを入れるのは火花が出て危険です。



サツマイモ、中華まん
の長時間過熱で
火災が起きています

- ▶ 調理中はその場を離れずに様子を見ながら加熱しましょう
- ▶ 食品などは包装の表示を確認してから加熱しましょう
- ▶ 食品カスなどレンジ内の汚れが発煙・発火の原因になることもあります。庫内の汚れはよくふきとりましょう

★LED電球への交換

—取り付けるLED電球が対応可能かどうか確認—

節電のために白熱電球や蛍光灯からLED電球に変えるとき、口金のサイズが合っていればそのまま交換することはできます。ただ照明器具との組み合わせによってはLED電球に交換したことで破損・発煙・焦げなどの事故も起きています。

- ▶ ダウンライトの枠等に「Sマーク」が付いている場合は「断熱材施工対応タイプ」のLED電球を使用する
- ▶ 調光機能が付いていたり、密閉型の照明器具の場合はそれぞれに対応したタイプのLED電球を選ぶ



★リチウムイオン電池

—落としたり、ぶついたりしない—

リチウムイオン電池を使用した機器の普及に伴い、リチウムイオン電池などから発火する事故が増えています。落としたり、ぶついたりしないようにしましょう。



＜リチウムイオン電池が使われている電気機器＞

スマートフォン・パソコン・電動自転車
デジタルカメラ・電子タバコなど

＜こんな時は要注意＞
充電できない
充電中いつもより熱を持っている
ふいに充電が切れる

- ▶ 充電器・機器を高温（暖房機の近くや車のダッシュボードの上など）の状況で放置したり、使用しないようにしましょう
- ▶ 廃棄は自治体の小型家電回収ボックスへ
一般のごみ回収に出すと、可燃ごみの回収車はゴミを圧縮するため、圧力をかけられたことで発火する危険性があります

- ▶ 今まで使用していた蛍光灯をLEDに変える場合は、LED照明器具丸ごと交換するようにしましょう



一緒に活動しませんか? **会員募集** 『練馬区消費生活センター運営連絡会』

練馬区消費生活センター運営連絡会は、消費者問題を考える5つのグループがあり、それぞれ練馬区と協働し、区民向けに様々な情報や学習の機会を企画・提供する活動をしています。

- テストグループ: 身近な家庭用品の特性などについて学習
- 食とくらしグループ: 消費者の目線を大事にした料理教室や食と健康の講座を企画
- 展示グループ: 生活にかかわるテーマのパネル作成
- 環境グループ: 日常生活で考えなければならない環境問題を学習し啓発
- 広報グループ: 消費者問題を捉え、消費者だより「ぷりずむ」の企画・編集

上記のほか、時事問題などを区民の視点でとらえた消費者教室の企画運営も行っています。

申込・問合せ先 消費者団体活動室 ☎03-3996-6351 (月~金 午前10時~午後3時)

練馬区消費生活センターのご案内

■消費生活相談■

商品の契約・解約などの消費生活に関わるトラブルに対し、専門相談員が解決のためのお手伝いをします。

■相談事例■

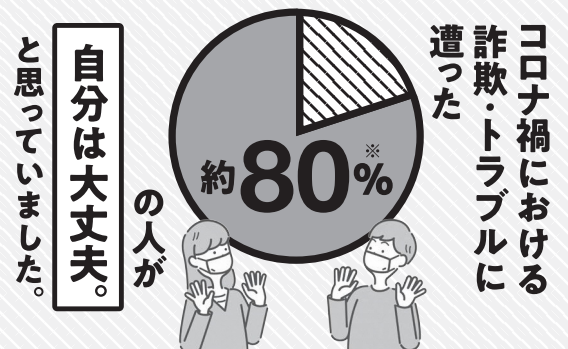
- ・ 契約でトラブルが発生した
- ・ 悪質商法の被害にあった
- ・ 商品の品質・サービスに疑問がある

困ったときはまず電話
☎03-5910-4860

月~金 午前9時~午後4時30分
(祝日・年末年始を除く)

消費者庁からのお知らせ

「自分は大丈夫。」をやめよう。



困ったときは、一人で悩まずに「消費者ホットライン」
最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口につなぎ、専門の相談員がトラブル解決を支援します。

188 にご相談ください。

— 新しい生活における詐欺・トラブル防止 —

【最新事例がわかる特設サイト】
消費者庁 コロナ 検索



※【ぷりずむ】の録音版・点字版(視覚障害者用)を制作、貸出ししています。詳しくは「NPO法人点訳・音声訳集団 一步の会」TEL・FAX 03-3577-5666

広告 下記広告の内容に関するお問合せは、区では受け付けておりません。直接広告に掲載されている連絡先へお願いします。

☆肩こりは揉んでも治りません!!

◆あなたはこのようなことで悩んでいませんか?

- 病院で痛いのは年だから仕方がないと言われた
- 膝が痛くて、階段の上り下りが辛い
- 足首がむくんで痛い
- 症状を根本から改善したい

1つでも思い当たる方はお電話ください!

☎ 080-4732-7688

土支田さくら整体 (完全予約制・女性施術者・駐車場1台有)

練馬区土支田1-20-20 第1幸栄マンション206 月~金 9:00~18:00 土 9:00~20:00
お電話で『ぷりずむを見ました。初めての予約なのですが』とおっしゃってください。
初回7000円のところ3500円にて施術いたします。

もう限界!
我慢できない!

